

平成29年第5回せたな町議会臨時会

平成29年7月21日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第5号 せたな町介護サービス事業条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第1号 平成29年度せたな町一般会計補正予算（第2号）
- 6 議案第2号 平成29年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第3号 平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第4号 平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第6号 せたな町母と子の家条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第7号 建設工事委託に関する協定締結について
- 11 議案第8号 物品購入契約の締結について
- 12 意見書案第1号 日欧の経済連携協定（EPA）に関する意見書

○出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 細川伸男君 | 2番 | 神田和浩君 |
| 4番 | 本多浩君 | 5番 | 石原広務君 |
| 6番 | 榊田道廣君 | 7番 | 大湯圓郷君 |
| 8番 | 真柄克紀君 | 9番 | 平澤等君 |
| 10番 | 大野一男君 | 11番 | 熊野主税君 |
| 12番 | 菅原義幸君 | | |

○欠席議員（1名）

- 3番 江上恭司君

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君

総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	西村	晋悟	君
財政課長	佐々木	正則	君
保健福祉課長	福士	裕繼	君
建設水道課長	丹羽	優	君
保健福祉課長補佐	元島	敬二	君
建設水道課長補佐	平田	大輔	君
まちづくり推進課主幹	吉田	有哉	君
財政課主幹	黒澤	美知子	君
地域包括支援センター所長	長内	京	君
財政係長	井村	裕行	君
下水道係長	鈴木	涼平	君

《大成総合支所》

支所長	佐野	英也	君
-----	----	----	---

《瀬棚総合支所》

支所長	関	功悦	君
-----	---	----	---

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成田	円裕	君
教育委員会事務局長	杉村	彰	君
教育委員会事務局長次長	沼口	英樹	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	丹羽	小百合	君
事務局次長	上野	朋広	君
事務局総務係	原田	翔太	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

3番、江上恭司議員から欠席の届出がありました。

ただ今の出席議員11名で定足数に達していますので平成29年第5回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において4番、本多浩議員、5番、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮り致します

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 議案第5号は補正予算に関連いたしますので、先に審議いたします。

日程第4、議案第5号、せたな町介護サービス事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の21ページでございます。議案第5号、本案はせたな町介護

サービス事業条例の一部を改正する条例についてであります。せたな町地域包括支援センターに居宅介護支援事業所を開設するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは初めに、この、度包括支援センター内に居宅介護支援事業所を開設するにあたり、その経緯をご説明を申し上げます。この居宅介護支援事業所でございますが、要介護の1から5の認定の受けた方々を対象に、事業所に所属いたします介護支援専門員、いわゆるケアマネが、必要なケアプランなどの作成を行う事業所でございます。当町では本年4月まで4カ所の民間事業者が運営をされておりますが、そのうち1事業所をこちらはケアマネ1人の事業所でございますが、ケアマネの退職によりまして、担当しておりました33人を他の3つの事業所で受け持つことになったものでございます。しかしながら全員を引き受けることができず、16人を緊急の措置といたしまして包括支援センターで引き継いだところでございます。その後、新規の対応なども増えており要介護者へのサポートに万全を期す必要があると判断をいたしまして、地域包括支援センター内に居宅介護支援事業所を開設することとしたものでございます。開設時期につきましては、北海道への指定申請手続を得たのち、8月1日を予定をしております。また事業所の運営にあたりましては、現在の包括支援センター職員1名及び臨時のケアマネにより対応することとしているところでございます。それでは内容の説明をさせていただきますが、議案の23ページ新旧対照表をご覧くださいと思います。この居宅介護支援事業所を開設にあたりまして第1条の目的、第2条居宅サービス等第3条の事業所の名称及び所在地、第4条の事業の対象者、第6条の利用者の負担及び実費に相当する費用について、それぞれ居宅介護支援に関する文言を追加規定をするものでございます。附則といたしまして、この条例は平成29年8月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 担当課長の方から、経緯の説明がありましたがこの条例に関しては、反対するものなにもありません。経過説明の中で、当時1事業所の有資格者が退職に伴って、利用者に迷惑が掛かるのが予想されたんでこういう対応したと、迅速な対応としてそこはまず評価します。それと併せて、これとは関連する別のことかもしれませんが、有資格者の民間の事業者も33名の対応、一緒にしようという中で町のほうで有資格者の正職員の募集に伴って、その受け皿の事業所がこの33名の方の受け入れをできなくなったということも話とし

て伺ってたんですね。これとは別かもしれませんが、せっかく担当課が汗流して民間の事業所とこういうふうな形で利用者に迷惑が掛からないような体制をとったので今後そういうことが起こらないように町の方でも折角大事な有資格者、町に本当に貴重な財産としていらっしゃる方に事業者にももちろんですけどご迷惑が掛からないような形で今後対応していただきたいと思っておりますけど町長いかがですか。

ひとつお答えいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 町長。

課長の方で手を挙げてますが石原議員どうします。

町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。今回の件につきましては民間の事業所のケアマネジャーが退職をされたということでございますので、石原議員の質問とはまた別の問題ということでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） この条例に関することはそうです。ただ民間事業所が事業として行うにあたって、間違いなく、受け入れができなくなるような形が町での採用に係わったことなんです。ですからそういうことも含めて町長きちんと認識を改めて今後対応していただきたいと思って答弁を求めたんですけど再度いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ケアマネジャーに限らず、有資格者につきましては町も必要な人員を確保しなければならないという状況にございます。したがって公募により採用をするということとしておりますが、これはやはり、勤めると勤めたいと希望するという方々については窓口は開かれているということになりますので、それは公平公正な採用ということを基本に行っているということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 窓口も開いていて公平公正な考えも十分わかります。ただ実際33名の利用者の方を、民間の事業者が手を組んで対応しようという動きの中で、間違いなくその民間の事業所に影響が出るような対応をしてしまってるんですよ。そこが今後ないような形でお願いしたいということで、今答弁を求めてんですけど再度、再度ですけどよろしくお願ひします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今後十分その辺には、気を配りながら採用をして参りたいと。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

○8番（真柄克紀君） 関連になると思っております。1点だけ私最後のところで、町とこの民間事業所の中で答弁から行くと、なんかちょっとすれ違いみたいなあるような感じだったので、あえてお伺ひしますが、もし今後の形の民間事業所の中でこうなった場合、全部包括支援センターの中で受けていかざるを得ないというふうに考えてよろしいのか。その点についてちょっと

お伺いします。

それと先ほど、言ったところの町と事業所の中に不都合なことがあるわけではないんですよ。町長の答弁からいくと、迷惑掛けない形で進めて行きたいということは、迷惑掛けてるっていうことも考えられますので、その辺についてきちっとした形で、そうじゃないと今の答弁はおかしいと思うし、それともう1つ、今後、民間私をあくまで民間主導で民間を応援しながらこれを進めていくものだと思うときに、現実問題としてこういう形が出てきていると、これは結構将来に向けてますます高齢化の中でここちゃんとしとかなないと、大きい問題になっては困るんで、なおかつ民間の力を最大限発揮しなければならないことからいくと、大変残念だと思うんでその辺についての方向性についても、もしあればこの際ですから伺っておきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

先に保健福祉課長。

○町保健福祉課長（富士裕継君） ただいまの真柄議員のご質問にお答えいたします。まず民間と町との関係でございますが、皆さんご承知のとおり平成17年の合併当時でございますが、当時は町にこの居宅介護支援事業所がございました。その理由は、庁内に民間の事業所が不足していたという部分での、これは旧町時代からの引き継ぎでございます。それから数年経ちながら現在の事務所が立ち上がり、平成23年、当町の介護支援事業所を廃止し、現在に至っている経緯がございます。この度こういった1事業所の関係から、3事務所になってしまったという部分がございますので、町としてもしっかりと対応しなきゃならないということで、この事業所を立ち上げるわけでございますが、あくまでも我々といましては民間の事業者がきちんとした体制を整備しながら、もちろんケアマネの採用も含めて努力しながら、町もそれに対して、人材の確保という部分もやりながら民間の事業所を優先していきたいと思います。この事業所は別の関連でございますが、まず基本は現在の3つの民間の事業所に受け入れていただくのが原則でございますが、それがいっぱいいっぱいではちょっと無理だという場合に限り、我々どもが立ち上がった事業所で補完をしながら、最終的には民間さんに頑張ってもらって、こちらの事業所は担当しなくても良いような、そういう状況をつくること期待も含めながらいるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 次に町長。

○町長（高橋貞光君） ただいま担当課長の方から答弁いたしましたように、民間は民間でそうした有資格者の確保というのをこれからもっと努力していただけるものというふうに思っております。今回は利用者にご迷惑が掛からないように緊急避難的に町が対応したということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それはこの条例を制定しなかったら受け皿が出来ないんでやったということはわかりますけれども、これは合併以来、富士課長が経過説明したとおり、やはり町長も民間活力をどんどんこれから導入した中で、自治体が主というより、民間をきちっとフォロー

一して応援するのが自治体役目だと、何回も言ってる話ですから、そういうことからいくと今回のこういう形で、どういう民間の事業所の中にどういう理由があるとは別にしてもですね、こういう形にしてもですね、これからのますます今言う過大化するところの後期高齢者も含めた中でこの介護事業は、非常に私達から見るとこんなことでこうなると非常に不安で、その都度、支援センターの中にそういうものを受けていったら逆に大変なことになるんじゃないかと思うもので、その辺について、緊急避難的になっていうのは非常に今までの方針からいったら、考え方が後退というか、基本がどこにあるのかなっていう気がしますよ。

再度お伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まずせたな町の状況を見ますと、事業所の数あるいはこの有資格者の人数が慢性的に足りないという状況が今あるところでございます。これはそれぞれの事業所で今そうした有資格者の採用に努力をしているという状況でございますが、町としましても、しっかりその辺は応援をしていかなければならないと考えているところであります。したがって、そうした状況の中で、サービスを受ける利用者に不安を与える、あるいはこのサービス受けれないという状況は回避しなければなりません。これは町の責任で、ただいま提案をしている条例の一部を改正をしながら、そういった対応をさせていただくということでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 現状は分かりました。町長もこれ残念だと思ってると思うんですよ。こういう形で条例制定して、目一杯働いてる職員だって、これは過重負荷掛かってるの当然の話ですから、町が私はこれやっぱり民間で主導を第一に補助を出しながらやってく、何年来進めてきた事業ですから、30何人方々いることに関してこの条例反対とは言いませんよ。だけど全体として、これから高齢者福祉考えるときに、町のスタンスとしてちょっとどうなのと、もっと強力なリーダーシップを発揮してきちっと民間と共にタイアップしていくってということが町の義務じゃないですか、ということで再度お伺いします。この条例自体にどうこう言いませんけど、ただ考え方としては、これから相当真剣になっていかないと、ますます高齢化の要介護が高くなっていく中で、民間事業所は相当きちっとした形で対応していかないと大変なことになると思いますよ。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そもそも原因は、全国的にケアマネージャーが充足をしていないということが大きな原因だというふうに思います。したがって、そうしたこの育成も含めて要望していくと同時に、町内の事業所でそういった有資格者の確保ができるように、町としてもいろんな形で支援をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

大野議員。

○10番（大野一男君） この件については昨日、一昨日ですか、所管事務調査の中で説明をいただき議論をさせていただきました。その中で、現況のこの居宅介護支援事業所4つあった

んですが、1つ残念ながら業務を受け入れないということで、3事業者になるという説明の中で、1人のケアマネジャーの方が35人を受け持つのが法律的に限度だということで、残りの3事業所のケアマネジャーの人数と35名の受け持ちの絶対数を勘案しますと、現状の民間だけで、全ての必要な事業をこなすということには非常に難しい状況にあると、よって町として再度この居宅支援事業所を開設して受け皿としてその支障のないような形で整備をしたいという説明でした。その中で1番大事にさせていただきたいのは、あくまでもこれは民間事業者が主体の事業であるし、そういう事業者を育てていかなきゃならんということが前提でありますので、民間の事業所の体制が整えば、当然町が今やろうとしている事業所の人数については優先的にそちらの方に回していくという答弁をいただいておりますので、ぜひそういう対応で利用者に迷惑掛からないような対応の中で運営をお願いをしたいというふうに考えてますが福士課長も一度答弁いただけますか。

○議長（菅原義幸君） 福士課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） ただいまご質問でございますが先般の常任委員会でもご説明をさせていただきました。基本は先程の真柄議員の質問にお答えしましたとおり、民間の事業者が自立をしていく、これが大原則でございます。我々は連携を取りながらこちらからお願いする立場でございますので連携を取らせていただいておりますし、ケアマネもどんどん高齢化、先が見えている状況を踏まえれば、今からその対応も当然にして考えなきゃならない。そのためには我々もどうしたらいいか、という部分では事業所と一緒に、その将来に向けた、きちんとした体制作りをしていきたい、このように考えてございます。したがって、これも立ち上げますけれども、あくまでも民間事業所優先しながらその体制がきちんと整うところまでは期待をさせていただきます。その時点では我々がその担当する部分が少しずつ減っていくそれが一番良い形であろうと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 今の話なんですけども、先程来から町長、課長の話では慢性的に足りないという答弁でございます。僕もそう思ってます。その中で慢性的に足りないものを今後町が、やはり民間の事業所を生かすためにもどうしたら良いかと、そういうことを今後やりやすということなんですけども、民間業者とのただ話し合いだけでは済まされない状況にあると思います。せとな町ばかりでなくて、どこの町村もやはりケアマネだとか足りない部分が沢山あるんだと、じゃあその足りない部分を来ってもらうためにはどうするかということになると、やはり町でもって支援をどうするかということになると、ハード、ソフト色々あると思うんですけども、やはり町もその辺でもって具体的な支援する内容も併せて示して一般の方の事業所と話し合いをして、何が足りないのかこうしたらどうなるのかっていうことも含めて早急にこれやっていかないと、今条例で作ってしまうと、今度一般の事業者では、それほど力入れないで町がやるんだから町に任せれば良いやというようなことも周りから聞いている懸念する部分

があるんで、やはりこれは自分が反対するとかじゃなくて、作るものは作っても仕方ないかもしれないけど本当にこれ町の事業者に対して、どういう形で支援していくのかということに関しては、やはり町の事業者も限度があってお金も出せないし、そうなってくると来る人もいなくなるという状況が続くんで、やはりハード、ソフト両面からきちっと早急に事業所の方と話し合いをして道筋を作ってやるということで考え持ってるかどうかその辺お聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） その辺につきましても、十分事業者と相談させていただきしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 出来るだけ早い段階でやっておかないと、私もこの一般の事業者から話は聞いてますけども、もう限界だから、もうやめざるを得ないのかなという話まで出てるし、やはり民間に勤めていた人が退職して、町の方で採用したという話も、やはりそういう意味では非常に条例とは関係ないかも知らんけども、また今後もあり得る話ですから、だからそうなってくると、やはり先ほど町長言ったように募集の門は開いてますよとは言えども、やはり開いたからってどんどん町の方で採用しちゃうと、当然これ民間の方は立ち行かなくなるっていうことは目に見えてますんで、その辺も先程来から同僚議員から話があったように、出来るだけそういう部分は避けて、町の一般の事業者方の事業がきちんと出来るようなそういう支援をやはり町がきちっとするべきだと思いますんで、重ねてその辺も併せて答弁願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 採用につきましては、応募される本人の意思っていうのもございますから、これは一概に門前払いということにはならないというふうに思います。これについては公正公平あくまでもそういった形での採用ということは、これは議員の皆さん方にもご理解をさせていただきたいというふうに思います。ただ現状は事業所の有資格者が不足しているということにつきましては、これは先ほども答弁申し上げましたように、事業所といろいろ連携を図りながら人材確保につかまして努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時34分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

討論を許します。失礼しました。

質疑を許します。

平澤議員。

○9番（平澤等君） ただいま石原議員それから真柄議員からいろいろ質問あったわけではございますが、先ほど総務委員長の大野さんからお話あったとおり、私は今回の条例に関しては必要なものと理解してございます。また人事に関するケアマネの不足って言うことに関しては、そういった町の人事が関与したということは、一切自分は考えておりませんし、そういった関連もないと判断しております。それぞれの受け止め方の違いございますけど、今回はそれぞれのケアマネの都合があって、中身的にもこの前の総務委員会の中でいろいろ事情があるってということがありましたけども、それが緊急避難的な対策として今回この条例を作ったことで迷惑かけないようにするということで同意したものでございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） どなたに答弁求めますか。今の討論じゃないんですよ。討論じゃなくて質疑を許しますっていうことなんで。

○9番（平澤等君） 福士課長にこの考えと同じような私は解釈してるんですが、この解釈に誤りがあるのであれば、答弁ください。なければ結構です。

○議長（菅原義幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） そのとおりでございます。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。なければ質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第1号、平成29年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案を申し上げます。補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,156万8,000円を追加し、総額を91億3,697万4,000円とするものであります。その主な内容ですが、せたな町地方公共交通網形成計画策定に係る予算の追加や、簡易水道事業特別会計予算に対する繰出金などについて補正をお願いするものでございます。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案の5ページでございます。最初に歳出についてご説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、15目諸費では51万8,000円の追加でございます。その内容でございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、法定協議会となる、せたな町公共交通活性化協議会を設置したところでございます。したがって、今後は同協議会が事業主体となりまして、せたな町の地域公共交通の活性化及び再生のための取り組みを進めることになることから予算の追加をお願いするものでございます。1節報酬、地域公共交通活性化協議会委員報酬から13節委託料、地方公共交通網形成計画策定業務までを減額をいたしまして、19節負担金補助及び交付金、地域公共交通活性化協議会負担金として736万9,000円を同協議会に振り分けるものでございます。また、地域公共交通網形成計画策定が補助事業として採択されてございます。北海道運輸局から補助金の交付決定通知があったところでございます。補助金額は330万1,000円でございます。補助金につきましては法定協議会でございます、せたな町公共交通活性化協議会に直接交付となるものでございます。補助金が交付されるまでの間、会計処理でございますが、資金繰りでございます。支障がございますので、このため地域公共交通活性化協議会負担金736万6,000円には、補助金330万1,000円分を上乗せしてございまして、補助金が交付され次第、戻し入れをするというものでございます。

次に3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、居宅介護事業所の開設に伴い28節繰出金におきまして、介護保険事業特別会計繰出金661万5,000円の減額、介護サービス事業特別会計繰出金476万5,000円の追加をお願いするものでございます。

次に6ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、簡易水道事業特別会計への繰出金1,290万円の追加をお願いするもので、島歌簡易水道配水管敷設事業へ充当でございます。

次にページ戻りまして4ページでございます。歳入について説明をいたします。18款1項1目ともに繰越金は、826万7,000円の追加で前年度繰越金でございます。19節諸収入5項1目ともに雑入、1節総務費雑入は、地域公共交通確保維持改善事業返還金330万1,000円の追加でございまして、歳出で説明を申し上げましたが補助金相当分でございます。

以上説明いたしました内容によりまして一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

これで説明を終わります。

よろしくご審議下さいますようお願いを申し上げます

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 地域交通の件でちょっとお伺いしたいと思います。この新年度予算の中で予算化して、議会の方からも何年も前からいろいろな形でコミュニティー交通に関しては検討が必要だよと、これは職員の方々もご承知のとおりだと思います。そこで今年新規事業という形で予算化した。伺いますけど4月以降、補助金が出るからってということで、形がころころこういう形で再提案されてますけど、今までどのような作業をされてこられたのか、まずお伺いします。

○議長（菅原義幸君） まちづくり推進課吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） 今回のこの事業につきましては国の補助金を活用するというので、まず国の補助金の申請を行いまして、6月に交付決定をいただいたところでございます。これまでこの町の公共交通につきましては、町内の公共交通調整会議というものをもちまして、職員でも検討を図りまして、そこでまず結論は出ておりませんが、その前に前段として各区で、地域公共の交通会議を持っておりまして活性化協議会を立ち上げまして、今度は改めまして、各区ごとではなく全町で取り組むための公共交通活性化協議会というのを立ち上げまして、委員を15人任命いたしまして、今後町の全町的な公共交通のあり方を検討していきたいという考えでございまして、今日まではそれぞれの課で、それぞれ対応してたというのが現状でございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 年度当初にはそういう補助対象になるということは全然考えられなかったもので、そういう形でスタートしたということではよろしいんですか。補助が決定するまで作業がされてなかったのか、作業をちゃんとしたのかってということが心配だから聞いているのと、活性化協議会とそれから法定協議会の中の構成員含めて、どういう形でこれから変わっていくのかということ。それから今までの作業とこれからどういう形の作業が法定協議会の中で続けられていくんですか。再度説明をお願いします。

○議長（菅原義幸君） まちづくり推進課吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） 法定協議会であります活性化協議会を4月に立ち上げましたけれども、今後この全町のあり方に向けまして計画策定をしていくんですけれども、その間に町民のニーズ調査ということで町民アンケートを実施します。その上でアンケートの対象としましては、全世帯を対象としまして今の現状のあり方をまとめると、それと現状の公共交通の体制の現況確認を改めてしまして、実際にどのぐらいの稼働率であるかとか改めまして認識をいたしまして、最終的に計画をまとめていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 当初予算の中でも早急に展開しなければ、高齢者の足、それから高校生の足等含めて、それから函バス含めた基金の問題からいくと非常に大変だという、これ何年も前から言ってる話です。本来だったら、ずっと前にアンケート調査なんでもやっとなきゃならない話を、今年新規になってやるって言うんだったら、最低限そのぐらいのこと、4、5、

6、7ですよ。各区の中でアンケートやるためにどういう方法でやるかっていう話をしてるってことですか、今の段階で、じゃあアンケートはいつごろやる予定になってるんですか。そんなこと含めて私が言ってることは町のお年寄りの方々、お話ししても患者バスはあるけれども、町の中の本当の弱者の方の交通の足から何から非常に大変な問題孕んでるんだよということで、多分これ町も町長も4月に新規事業で上げたんであれば、法定協議会の前に町民に見えるような形で進んでるんだということを、今聞いて思うのは、法定協議会の補助金付くまで何もやってなかったんじゃないかなって気がするんで、今私お聞きしてるんで、やってるんだったら町民に見える形で、こういう形で作業してますよとPRしていかなかったら町民は理解できませんよ。

それとアンケートは出来るだけ早く、的確な数字と状態って言うものを確保するためのアンケートというのは的確に早くやんなかったら、あっという間に過ぎてしまいますよ。その辺については指摘しておきます。切り替えがどうこう言いません。ただ補助金出るまで待ってたということではなければ、進んでる中で今以上にスピード感を持って、町民に分かるように作業進めていただきたい。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 答弁はどなたから。

○8番（真柄克紀君） 3人とも結構です。課長も町長もしてもらって結構です。

○議長（菅原義幸君） それぞれにですか。

まちづくり推進課西村課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） それでは真柄議員のご質問に私の方からお答えさせていただきますと思います。先ほど、主幹の方から答弁した際に、4月から実は法定協議会は4月に立ち上げて1回、委員会の開催をしております。その際、今後の日程についてご報告を申し上げた次第ですけれども、その後アンケート調査を含めた交通網計画というのを本年度中に策定することになるんですが、その業者委託をしまして、それで目下アンケートの調査、それを4月からずっと進めていたんですけれども、それを近々アンケート調査を全戸を対象にやらせていただくということになったということでございます。先ほど真柄議員からは、これは何年も前からの懸案事項であったという点につきましては、おっしゃるとおりでございます、いよいよそれが動き出したと、函館陸運支局さんという国の担当機関もございしますが、そちらの方ともよく連絡をしながら取り進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 続いて町長。

○町長（高橋貞光君） 真柄議員からは、補助金が出るまでなにも動かなかつたのではないかという質問でございましたが、これは当初予算で既にもう一般財源を入れて予算を通しておりますので、4月から順次その作業に取りかかっております。たまたま併せて国交省の方に補助金を申請しておりましたので、それがこの度付いたというだけのことでございます。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

（「ない」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第2号、平成29年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては現在の歳入歳出予算の総額から661万5,000円を減額し、総額を10億2,567万3,000円とするものであります。その主な内容ですが、居宅介護支援事業所の開設に伴い給与費などについて補正をお願いするものでございます。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 議案の10ページ歳出からご説明をさせていただきます。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括支援事業費で補正額661万5,000円の減につきましては、ただいま提案理由にありましており居宅介護支援事業所を開設するにあたりまして、担当職員1名及び臨時職員1名の人件費を介護サービス事業特別会計で措置をするため減額をするものでございます。これに伴う歳入でございますが一般会計からの繰入金661万5,000円を減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第3号、平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に694万9,000円を追加し、総額を5,203万7,000円とするものであります。その主な内容ですが、先ほどご審議いただいた介護保険事業特別会計補正予算と同様に居宅介護支援事業所の開設に伴い、給与費などについて補正をお願いするものであります。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長(福士裕継君) 議案15ページの歳出からでございます。1款サービス事業費、新設といたしまして4項1目とも居宅介護支援事業費、補正額694万9,000円の追加につきましては、居宅介護支援事業所、担当職員の人件費に加え、事業所運営に係るケアプラン作成システム使用料等、事務費措置するものでございます。これに伴う歳入でございますが14ページであります。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目介護予防サービス計画費収入で30万9,000円、3目居宅介護サービス計画費収入で187万5,000円を見込みまして、一般会計からの繰入金476万5,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

石原議員。

○5番(石原広務君) 先程の条例案の方で課長の説明の中で利用者33名のうちの16名と新規、ここで対応したいということですが、あとの3事業所、事業所名は結構ですから残りの

方何名ずつ担当されてるのか、人数だけ教えていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） まず、現在の状況からご説明をさせていただきます。先ほど概要の説明をさせていただきましたが、当初33名の引継ぎがございまして、16名を包括支援センターの方で引き継いだということでございます。現在でございますが、そのうち包括支援センターが引き継いだ16名のうち11人が既に民間の事業者の方へ引継ぎが終えて、残り5人残っています。それにプラス新規ということで、現在は包括支援センターの方で20人受け持っているという状況でございます。町内の民間事業者の現在の状況のご質問でございますが、1事業所ではケアマネ3人おまして91人担当しております。もう1件はケアマネ4人でございますが、担当は67件ということで、このうち現在療養中1名ということで実質3人。それからもう1件はケアマネ1人の事業所で35件いっぱいの受け持ちを持ってる現状でございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

5番（石原広務君） 自分の質問の仕方がちょっと悪かったと思うんですが、これ繰り返すと思うんですが、33名で11人が民間になったということですけど、その民間に振り分けられた33人の中の、その振り分けトータルのその91、67、35じゃなくて、このうちの何人ずつが浮いた33人の振り分け人数がプラスになってるのか、そこちょっと参考までに知りたかったんですけど。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） ご質問にお答えいたします。手元に当時の3つの事業所に振り分けた人数持ち合わせてございませぬ。後ほどで良ければ答えさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 後ほどの答弁といたします。

他にございませぬか。石原議員、採決に付して良いですか。

質疑他にございませぬか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮り致します。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第4号、平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,290万円を追加し、総額を3億7,822万円とするものであります。その主な内容ですが、島歌簡易水道配水管布設工事について補正をお願いするものであります。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） それでは議案書20ページ目でございます。下段の歳出からご説明いたします。2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費で、補正額1,290万円の追加でございます。これにつきましては、13節委託料で290万円の増、15節の工事請負費で共に島歌簡易水道配水管布設に係る調査設計業務と工事請負費の追加でございます。内容についてですが国道229号島歌覆道背面部に埋設の配水管、これは昭和51年の国道拡張により移設し41年が経過しているものであります。漏水しまして漏水位置の特定が困難なことから、新たに配水管水道配水用ポリエチレン管、口径100ミリ、延長にして約200メートルの布設工事及び国道の道路占用申請と、工事設計のための調査設計を行うものでございます。なお、当該漏水は3月30日に発生しておりますが、直ちに覆道内歩道部に仮排水を布設し、現在対応している状況でございます。この度、函館開発建設部との道路占用に向けた4回にわたる工法協議が終了いたしましたので今回の補正をお願いするものでございます。

次に上段の歳入でございます。2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金、補正額1,290万円の追加でございます。これにつきましては一般会計出資金の増でございます。

以上歳入歳出にそれぞれ1,290万円を追加いたしまして、補正後の予算額を3億7,822万円とし収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

1時間経ちましたが残余の議案が少ないですから、このまま進めたいと思いますがよろしいですか。熱弁を振るう予定の方おりましたらですけども。よろしいですか。ご協力お願いします。

◎日程第9 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第6号、せたな町母と子の家条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、せたな町母と子の家条例の一部を改正する条例についてありますが、島歌母と子の家の老朽化により施設を廃止するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については瀬棚総合支所長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

関瀬棚総合支所長。

○瀬棚総合支所長(関悦君) それでは議案内容について説明いたします。島歌母と子の家につきましては、昭和39年に島歌地区のへき地保育所として開設されておりましたが、現在は使用されておられません。併設しております吹込青年研修所を、地区の集会施設として使用していることから建物の老朽化に伴い施設を廃止し、町の公共施設解体計画に基づき解体するものであります。議案書の27ページをお開きいただきたいと思います。第2条では島歌母と子の家の名称及び位置を削るものであります。別表では島歌母と子の家に係る使用料を定めた表を削るものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第7号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第7号、建設工事委託に関する協定締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、建設工事委託に関する協定締結についてであります。また、新たな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に準じて、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長(丹羽優君) それでは議案書29ページになります。議案7号で議決をお願いいたします。協定締結につきましては、平成25年度に策定した長寿命化計画に基づき、北檜山下水処理場施設老朽化に伴う改築更新工事であります。

内容といたしまして、主なものは北檜山下水処理場の水処理施設、機械設備一式の改築更新であります。業務の種類は北檜山下水処理場建設工事委託業務、契約の金額が1億2,860万円、契約の相手方は東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長、辻原俊博、参考といたしまして、履行期間につきましては契約締結日の翌日から平成30年3月30日までとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 議案第8号

- 議長(菅原義幸君) 日程第11、議案第8号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長(高野利廣君) 本案は、物品購入契約の締結についてであります。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

杉村教育委員会事務局長。

- 教育委員会事務局長(杉村彰君) それでは議案第8号 物品購入契約の締結についてでございます。議案書31ページをご覧ください。今回の物品購入に関しましては、ICT機器導入事業ということで、町内中学校3校の教員用PC、パーソナルコンピュータを導入するものでございます。物品の種類につきましては教員用パーソナルコンピュータ、契約の金額は898万5,600円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区北檜山202番地、有限会社、北清石油、代表取締役、前側進、参考といたしまして納入期日につきましては契約締結の日の翌日から平成29年10月31日までとしております。なお、入札参加資格者及び入札結果一覧につきましては次のページに添付しております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

- 議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 意見書案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、意見書案第1号、日欧の経済連携協定（EPA）に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真柄克紀議員。

○8番（真柄克紀君） それでは提案理由を説明いたします。去る7月6日、日本政府はEUとのEPAいわゆる経済連携協定が大筋合意したと発表いたしました。農業分野での合意内容は、北海道農業にとって重要なチーズなど乳製品を始め、豚肉、小麦製品や加糖調製品など多くの品目について国内市場を大幅に開放するものとなっております。北海道農業に致命的な影響を与えかねない拙速な、日本及びEU、EPA大枠合意は農畜産物関税の撤廃、大幅削減等を約束する合意内容であり、せたな町の基幹産業を大変大きく不安に貶める可能性があるものであると判断いたします。

当町にもTPP反対実行委員会及び各関係機関の方からまだ直接の声は聞いておりませんが、当町の基幹産業を所管する産業教育常任会委員の総意による意見書として、次の内容で提出したいと思いますので議員各位のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。若干長いですが全文について今回はお話しさせていただきますのでお聞き下さい。

日欧経済連携協定EPAに関する意見書。2013年春から始まった日本とEUの経済連携協定は、情報がほとんどないままに閣僚会議が進められ、先日、首脳間協議において大枠で合意し、2019年の発効を目指し年内にも最終合意したいと報じられた。農産物においては82%程度の品目で関税を撤廃。チーズなどはTPPを超える水準の市場開放が迫られることとなるなど、我が国においては非常に重要な局面を迎えている。この協議により一番打撃を受けるのは、またも北海道の酪農家をはじめとする農業者と、これを基幹産業とする地方の自治体である。農水相は、影響を受ける生産者のために支援策を講じる方針を表明したが、特に影響の強い北海道においては主要品目に対する現制度の維持、生産者の意見に沿った万全な対策が求められる。

このEPAにおいて、我が国の食料の安定供給に大きく寄与している本道の農林水産業のみならず、国民経済や国民生活の幅広い分野に大きな影響をもたらすことが懸念され、せたな町においても、後継者定住の期待が高い酪農及び農畜産物、農産者への影響はTPP以上のものになる可能性を含んでいる。よって、国においては、EPAの最終合意に当たって、次の事項について十分配慮するよう強く要望する。1、農林水産業が再生産可能となり、将来にわたり持続的に発展していくことができるよう、国会決議を尊重しチーズ等の乳製品や豚肉など、農林水産物等の重要品目については、国境措置をしっかりと確保すること。2、協定の発効後も持続可能な農業経営と農村を確立するため、多様な担い手の確保・育成策の充実を図る必要があること。3、EPAの交渉内容と交渉により収集した情報については、国民への十分な情報提供と丁寧な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。なお、提出先は前のページに載っておりますが、内閣総理大臣を初め以下の大臣に対するものでございます。

ぜひ、議員各位の賛同よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明は終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

平澤議員。

○9番（平澤等君） 私はこのEPAに関する意見書に対して、賛成の立場で討論いたします。

今、真柄産業常任委員長が出されたEPAは7月4日に大筋合意がされた後、北海道の農業組織は、11日に北海道全体集会そしてまた中央行動をとってきた中で、先駆け、市町村では先駆けてせたな町において意見書を提出する。これはTPPでは今まで10回以上も意見書出してきたものを踏まえた中で地元の産業を守る、そして地域の産業を守るという中の意思の表れだと思ひます。こういった意味で今後もEPA、FTAと色々なこういった関税の掛かる問題があると思ひますけども、こういった勢いを踏まえてしっかりと農家を守る地域を守るといふうな体制とっていただきたいと思ひますし、今回の件は非常に迅速な対応だということですから頑張っていたきたいし、大いに賛成いたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 次に反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって意見書案第1号は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成29年第5回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 1月17日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 本 多 浩

署 名 議 員 石 原 広 務